

農地中間管理事業の推進に関する  
基本方針

令和2年4月  
奈良県

## 目次

- 第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標
- 第2 第1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標
- 第3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向
- 第4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項
- 第5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項
- 第6 関係機関の連携及び協力に関する事項

## 第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

規模拡大を目指す意欲ある担い手、集落営農組織、新規就農者等を確保し、農地の有効活用を図るため、奈良県における効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地の面積目標は、次のとおりとする。

項目	令和元年度	5年後 (令和5年度)
耕地面積 (①)	20,500ha	20,500ha
うち担い手が利用する面積 (②)	3,401ha	6,970ha
担い手への農地集積率②/①	16.6%	34%

## 第2 農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

### 1 担い手が利用する農用地の集積

農地中間管理機構が貸付けを行う担い手の農用地の利用状況等を把握し、効率的に農用地を活用するため、担い手への農用地の集積、集約化を図る。

### 2 耕作放棄地の解消

再生して周辺農地と一体的かつ効率的に利用することが可能な耕作放棄地は、速やかに再生利用を図り、耕作放棄地の解消に積極的に取り組む。

### 3 特定農業振興ゾーンの設定

農業の振興を図る地域として特定農業振興ゾーンを設定し、高収益作物への転換、農地の集積・集約化、耕作放棄地の解消、多様な担い手の確保等に関する施策を集中的かつ優先的に実施することで、農業の生産性の向上を図る。

## 第3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

1 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。

2 農地中間管理事業は、実質化された「人・農地プラン」を農地集積の中心とし、地域ぐるみで農用地の流動化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化

を促進する効果が高い区域などにおいて重点的に実施する。

県では、「マーケティング・コスト戦略」に基づく、県産農産物の振興を図るとともに、リーディング品目、チャレンジ品目などの規模拡大を目指す担い手、新たに農業にチャレンジする新規就農者など意欲ある担い手を中心に農地の集約化を推進する。

- 3 農用地として利用することが困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。

#### 第4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

- 1 農地中間管理事業については、農地中間管理機構が策定する「農地中間管理事業規程」（以下「事業規程」という。）に沿って実施する。

事業規程には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 事業実施区域について
- (2) 農地中間管理事業を重点的に実施する区域について
- (3) 農地中間管理権を取得する農用地等の基準について
- (4) 借受希望者の募集について
- (5) 農用地等の貸付けの相手方の選定について
- (6) 農地中間管理権の取得の方法について
- (7) 農用地利用配分計画について
- (8) 賃借料および賃貸料の水準について
- (9) 農地中間管理権に係る契約の解除について
- (10) 農用地等の利用条件改善業務の実施基準について
- (11) 相談又は苦情に応ずるための体制について
- (12) 関係機関との連携について
- (13) 業務の委託について
- (14) 研修事業について
- (15) その他必要な事項

- 2 農用地利用配分計画については市町村と協力して定めるものとする。

- 3 農業協同組合、土地改良区、市町村公社、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めるものとする。

## 第5 農地中間管理事業に関する啓発普及

- 1 「人・農地プラン」の作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。
- 2 県、各市町村及び農業協同組合等の農業関係機関・団体は、それぞれが実施する研修会や集落座談会等を活用して、農地中間管理事業の目的や機構の果たす役割について、周知徹底を図っていくものとする。

## 第6 関係機関の連携及び協力に関する事項

県及び農地中間管理機構が中心となって、市町村、日本政策金融公庫のほか、農業会議、農業協同組合、土地改良区等の農業関連団体との密接な連携・協力の下に農地中間管理事業の推進を図る。